2026年11月13日

各　位

会 社 名　株式会社サカイホールディングス
代 表 者　代表取締役社長　朝田　康二郎
（コード番号 9446　東証スタンダード）
問合せ先　取締役　渕上　真孝
（TEL. 052-262-4739）

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の代表取締役1名及び代表取締役以外の取締役（社外取締役を除く）1名に対し、会社法第361条第1項第4号に基づく報酬等としてストック・オプション（新株予約権）を付与することを承認する議案を、2026年12月18日開催予定の第36回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社取締役に対する報酬等の額は、2020年12月25日開催の第30回定時株主総会において、年額3億5千万円以内（うち社外取締役7千万円以内）とすることをご承認いただいております。本新株予約権に関する報酬等の額（割当日における本新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる本新株予約権の数を乗じた額）は、他の報酬等と合わせて当該報酬枠の範囲内とします。

記

１．新株予約権を報酬等として付与する理由

当社は、当社グループの長期的な企業価値向上への意欲や士気を一層高め、当社グループの企業価値の増大を図ることを目的とし、当社代表取締役及び代表取締役以外の取締役（社外取締役を除く）の職務執行の対価として、本新株予約権を金銭の払込みを要することなく発行するものです。

２．報酬等として付与する新株予約権の内容

(1)新株予約権の割当を受ける者

当社代表取締役1名及び代表取締役以外の取締役（社外取締役を除く）1名

(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式120,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同

じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要と認める合理的な範囲内で、当社は目的となる株式の数の調整を行う。

（３） 新株予約権の数

1,200 個を上限とし、その内訳は代表取締役１名に対し 1,000 個、代表取締役以外の取締役（社外取締役を除く）１名に対し 200 個をそれぞれ上限として付与する。(新株予約権１個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は 100 株とする。ただし、前項(２)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

なお、本新株予約権の権利行使により交付する当社普通株式には、自己株式を充当する予定である。

（４） 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。なお、本新株予約権は当社代表取締役その他の取締役（社外取締役を除く）の職務執行の対価として付与されるものであり、有利発行には該当しない。

（５） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値、又は割当日終値(当日に取引が成立しなかった場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のうち、いずれか高い方の額に 1.05 を乗じた金額とし、計算の結果、１円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、当該金額が本新株予約権に係る契約の締結の時における当社普通株式１株当たりの価額を下回る場合には、当該価額（１円未満の端数は切り上げる。）を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。)には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行普通株式数}\times\text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数＋新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、本新株予約権の割当日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

（６） 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与に係る当社取締役会決議の日後２年を経過した日から、当該決議の日後 10 年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。

（７） 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は権利行使の時点においても、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

② 新株予約権者は、次の定めに従い権利が確定した本新株予約権のみを行使することができる。

・代表取締役に割り当てる本新株予約権（上限 1,000 個）に関しては、割当日から１年を経過するごとに、割り当てた本新株予約権の５分の１ずつ段階的にその権利が確定するものとする。

・代表取締役以外の取締役（社外取締役を除く）に割り当てる本新株予約権（上限

200 個）に関しては、割当日に全ての権利が確定するものとする。

③　その他の行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。なお、本新株予約権は、租税特別措置法第 29 条の 2 に定める税制適格ストック・オプションの要件を満たす内容とする。

（8）　新株予約権の取得条項

以下の場合において、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償にて取得することができるものとする。一部を取得する場合は、当社取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

①　　当社が消滅会社となる合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転に関し当社株主総会の承認決議がなされた場合。

②　　本新株予約権の行使の条件やその他の要因等により本新株予約権の全部又は一部の行使が可能と見込めない場合。

③　　新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部について放棄もしくは返還等の意思を示した場合。

（9）　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

なお、税制適格ストック・オプションの要件を満たすため、新株予約権者による本新株予約権の譲渡は禁止するものとし、その旨を当社と各新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

(10)　新株予約権行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記①に記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11)　組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236

条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（２）及び（３）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（５）に準じて決定する。

⑤ 新株予約権を行使できる期間

前記（６）に定める本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記（６）に定める本新株予約権の行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（10）に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得条項

前記（８）に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により生ずる１株に満たない端数の取扱い

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) その他の本新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

以　上